

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成30年6月

BANK OF
INNOVATION

株式会社バンク・オブ・イノベーション

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式96,504千円(見込額)の募集及び株式87,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式30,015千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年6月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社バンク・オブ・イノベーション

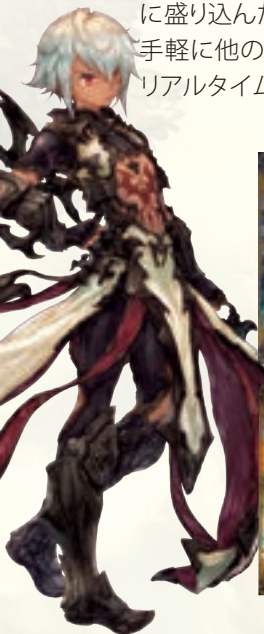
東京都新宿区新宿六丁目27番30号

当社の主なゲームタイトル



ミトラスフィア

多種多様な武具・アバター^(注1)に加え、30種以上のボイスによる"なりきり"要素をふんだんに盛り込んだファンタジーRPG^(注2)です。手軽に他のユーザーとのコミュニケーションとリアルタイムの冒険を楽しむことができます。
(累計450万ダウンロード超)



幻獣契約クリプトラクト

90年代RPGを彷彿とさせるような王道コマンドバトルと派手なエフェクトによる本格的ファンタジーRPGです。豪華声優陣によるボイスがゲームへの没入感をさらに高めます。
(累計1,000万ダウンロード超)



ポケットナイツ

多彩で可愛いアバターの着せ替え、そして仲間達との大冒険を楽しむきせかえアクションRPGです (IP保有会社：株式会社ジークレスト)。
(累計100万ダウンロード超)



征戦!エクスカリバー

全国のプレイヤー達と結成する騎士団で戦うリアルタイム対戦でリーグ制覇を目指す、爽快ギルドバトル^(注3)RPGです。RPGの王道である中世ヨーロッパ風の世界観に着せ替え要素を加え、「新しいモノ」を好むゲーマーに受け入れられることを目指して開発したゲームです。(累計100万ダウンロード超)



©GCREST,Inc.

- (注) 1. 「アバター」とは、ゲーム上におけるユーザーの分身となるキャラクターのことをいいます。
2. 「RPG (ロールプレイングゲーム)」とは、ユーザーがゲーム内の登場人物となり、与えられる試練 (冒険、難題、探索、戦闘等) を通して目的の達成を目指すゲームのことをいいます。
3. ゲーム内で他のユーザーと組むチームのことを「ギルド」といい、ギルド同士の戦闘を「ギルドバトル」といいます。

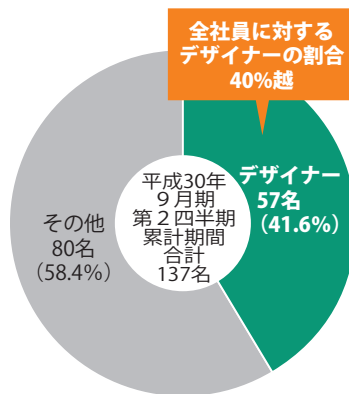
2. 当社の特徴及び強み

① 開発段階

a. 開発体制

当社は高品質2Dグラフィックを効率的に量産するために、デザイナー人員数の増強、社内教育の整備、多段階チェック（後述c.を参照）の導入によって「デザイン主体の開発体制」を構築しております。当該体制では、デザイナー人員数が従業員の4割以上を占めており、内製化率向上による外注コストの抑制、社内全体及び個人の技能向上、品質の担保及び追求が可能となっております。当社は、当社のようなデザインを重視した開発体制を敷いている同業他社は少なく、構築においても組織の再構築から相当の時間とコストが発生するものと捉えており、同業他社による模倣は容易ではないと考えております。よって、当社は業界において特異性及び優位性を確保できていると考えております。

従業員数に対する
デザイナーの人数及び割合



b. オリジナル2Dグラフィックによる効果

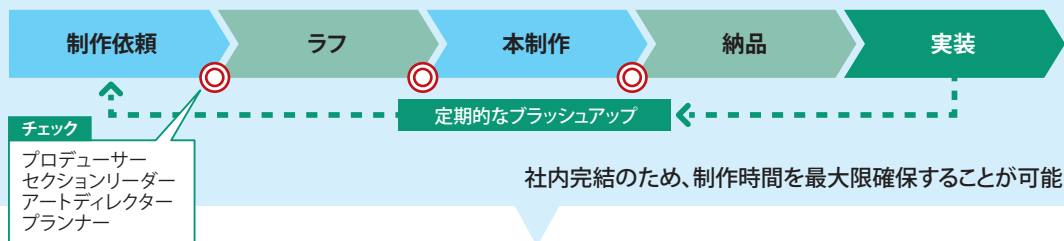
当社は本書提出日現在で提供している4本のゲームアプリのうち、「幻獣契約クリプトラクト」と「ミトラスフィア」は上述a.の開発体制の下で開発しております。この2本は従来のタイトルと比較してダウンロード数が増加するなど、運営段階においても大きな効果が表れております。このことから、当社は高品質デザインによってユーザーの興味関心が引き出されているものと考えており、一度実装したデザインも定期的にブラッシュアップを行うなど、日々品質の向上を図っております。

c. 安定したゲームの開発体制

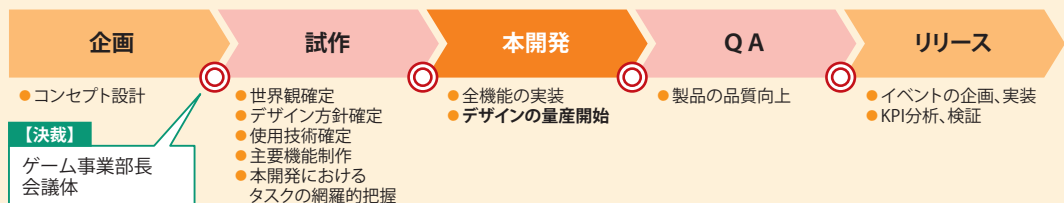
当社は、グラフィックの制作及びゲームシステムの開発において多段階チェックを導入しております。企画からリリースまでの間において、アートディレクターやプロデューサー主体によるデザインの多段階チェック、またゲームシステムについては経営会議及び必要に応じてリリース前テストを実施可能な外注先企業を交えた品質の多段階チェックを実施しております。段階ごとに多角的な視点から進捗及び品質を確認することによって、高品質のゲームアプリを安定的かつ継続して開発することを目指しております。

多段階チェックにより、段階ごとに多角的な視点からの進捗・品質の確認が可能です。

デザイン制作フロー



ゲーム開発フロー



② 運営段階

a. ゲームアプリの長期運営

当社は「ゲームに対して積極的なユーザー層^(注)」をメインターゲットとしております。そして、多くのお客様に長く遊んでいただくことを長期安定運営の基盤とし、当社がゲームをより深く楽しんでいただくための施策を投じていくことによって強化されていくものと考えております。当社の運営力の源泉は確立されたPDCAサイクルであり、ユーザー動向のデータ分析、KPI（重要業績評価指標）変動要因の把握、新機能の立案及び実装後におけるKPI推移の確認や他社分析の実行等によって成り立っております。

当社は、メインターゲットに受け入れられるように、また懐かしさを感じながら新たな思い出に繋がるような味わいの深いオリジナル2Dグラフィックによって差別化を図るとともに、これまでのPC向けゲームやゲームアプリ開発における成功・失敗のあらゆる面から蓄積したノウハウの活用、そして「お客様と共にゲームをつくっていく」という姿勢を通してサービスの長期運営に取り組んでまいりました。ゲーム内で実施したアンケートやお問い合わせに寄せられた意見・要望等を参考に、解決すべき課題の洗い出しや施策への活用、グラフィックのブラッシュアップ等、様々な取り組みを続けた結果、「幻獣契約クリプトラクト」は配信開始から25カ月を経過した月に、それまでの最高月額課金高を達成しており、現在も多くのお客様に楽しんでいただいております。

(注) 当社では、現在においてスマートフォンゲームや家庭用ゲーム機、PCゲーム等に親しんでいる層のほか、これらのゲームにかつて深く親しんだ経験のある層を対象としております。



b. プロモーション

当社は、設定した予算内でより費用対効果があると判断したプロモーションを実施しております。また、プロモーション単価のコントロールを適切に行うため、実施したプロモーション施策についてのデータ分析及びPDCAサイクルを遂行しております。プロモーション手法は基本的にウェブ中心ですが、ゲーム内施策との連携を行う（具体的な例として、飲食店とのコラボレーション等によるリアルイベントの開催）など、新規のユーザーのみならず既存ユーザーへの訴求効果が見込めるような施策も取り入れております。

c. 自社IPの活用

当社は、今後の中長期的な成長を見据えるために、収益貢献度が高く、かつ他社IPの制約にとらわれない開発が可能であるオリジナルタイトルの開発・運営を主力としており、プロモーションとの連携によって自社IPの確立及び収益の多角化を図っております。現行の取り組みといたしましては、同業他社に対する当社の著作物利用許諾を通して、PCや家庭用ゲーム機のプラットフォーム展開を行っており、当社はロイヤルティを受け取っております。



3. 今後の展開



① 収益性のあるタイトルの開発

当社がスマートフォンゲーム事業においてより一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社では、ゲームアプリにおけるユーザーの行動履歴を分析したデータを新たな施策の企画・実施に活用しております。また、新規タイトルの開発において、既存タイトルで獲得したノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。

② 自社IPの活用と確立

今後のスマートフォンゲーム業界を生き抜くためには、自社IPの確立が重要な課題の一つであると認識しております。現在、IP活用の一環として、同業他社に対する「幻獣契約クリプトラクト」の著作権利用許諾を行っており、締結先の企業は当該タイトルをベースにしたゲームを開発し、PC向け及び家庭用ゲーム機向けのプラットフォームへ提供しております。これによって、IPとしての認知度が向上するとともに、ロイヤリティ計上といった収益の多角化に繋がっております。なお、本書提出日以降においては、別のゲームアプリにおいても、スマートフォン領域外のユーザー獲得を目的として、PC向けもしくは家庭用ゲーム機向けのプラットフォーム展開を計画しております。当社は引き続き、価値あるIPの創出に取り組むとともに、プロモーションや外部企業と連携しながら既存IPの価値の向上を図ってまいります。

1 収益性のあるタイトルの開発

2 自社IPの活用と確立



収益機会の拡大
新しい領域への参入



スマートフォン

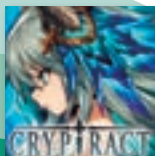


PCゲーム

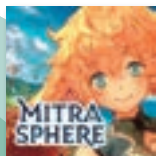


家庭用ゲーム

スマートフォンゲームコンテンツを
活用したエンターテインメント領域への
進出を目指します。



新作1



新作2



モバイルゲーム

4. 業績等の推移

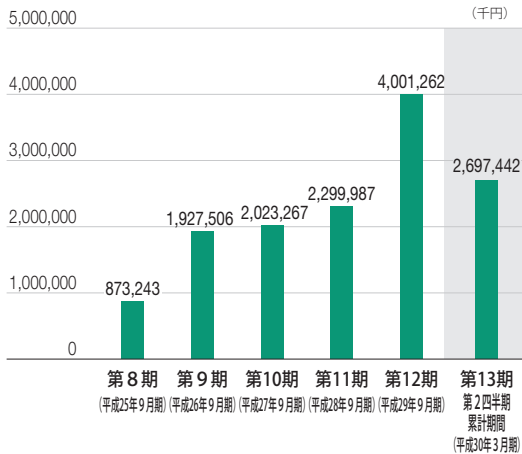
主要な経営指標等の推移

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期第2四半期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年3月
売上高	(千円) 873,243	1,927,506	2,023,267	2,299,987	4,001,262	2,697,442
経常利益又は経常損失(△)	(千円) 25,144	28,546	44,872	△375,670	159,876	262,666
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円) 22,389	29,643	39,391	△364,164	199,018	181,239
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) -	-	-	-	-	-
資本金	(千円) 60,000	60,000	360,000	360,000	360,000	402,716
発行済株式総数	(株) 2,834	2,834	3,396	3,396	3,396	3,731
純資産額	(千円) 40,375	70,520	693,268	329,103	528,121	793,111
総資産額	(千円) 393,001	632,889	1,414,351	1,469,130	2,477,343	2,573,777
1株当たり純資産額	(円) 13,830.31	24,290.25	203,647.19	96.41	155.02	-
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円) 7,900.35	10,459.94	13,884.84	△107.23	58.60	52.13
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%) 10.0	10.9	48.9	22.3	21.3	30.8
自己資本利益率	(%) 80.0	54.9	10.4	-	46.6	-
株価収益率	(倍) -	-	-	-	-	-
配当性向	(%) -	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	-	-	△240,790	60,160	193,994
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	-	-	△29,373	△58,927	△16,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	-	-	359,777	185,329	186,222
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円) -	-	-	949,811	1,136,370	1,499,910
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(名) 63 (11)	116 (16)	132 (18)	147 (15)	138 (14)	(-)

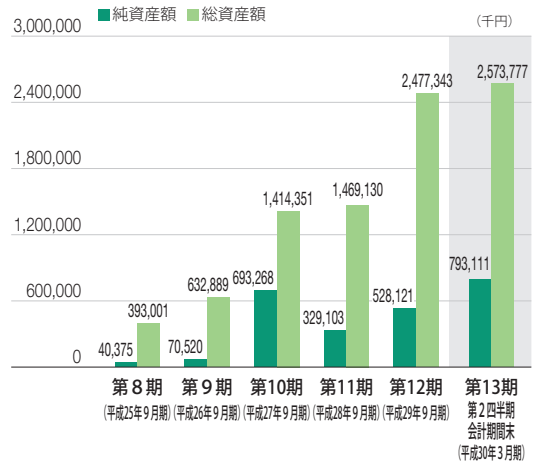
- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第11期の経常損失及び当期純損失の計上は、新規タイトルの開発に係る売上原価及び既存タイトルに係る広告宣伝費の計上等によるものであります。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第8期、第9期、第10期、第12期及び第13期第2四半期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第11期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
7. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 主要な経営指標等のうち、第8期、第9期及び第10期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 前事業年度(第11期)及び当事業年度(第12期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第13期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
11. 第8期、第9期及び第10期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そのため、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額を記載しております。
13. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第8期、第9期及び第10期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期第2四半期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年3月
1株当たり純資産額	(円) 13.83	24.29	203.65	96.41	155.02	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円) 7.90	10.46	13.88	△107.23	58.60	52.13
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

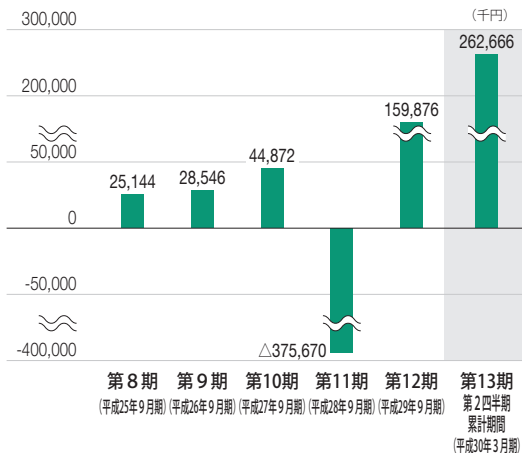
売上高



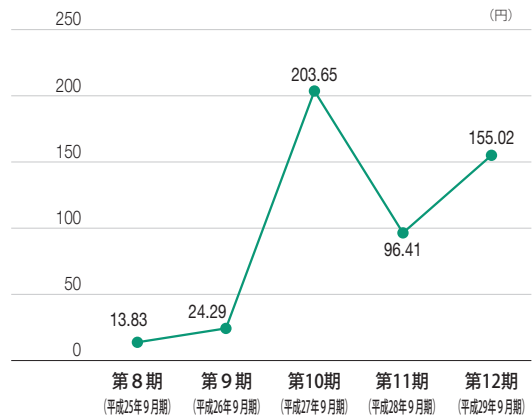
純資産額／総資産額



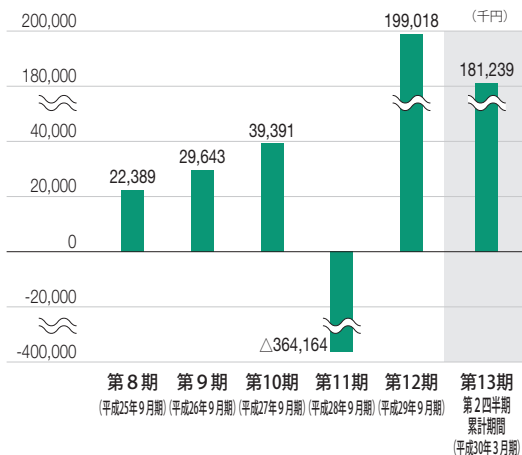
経常利益又は経常損失 (△)



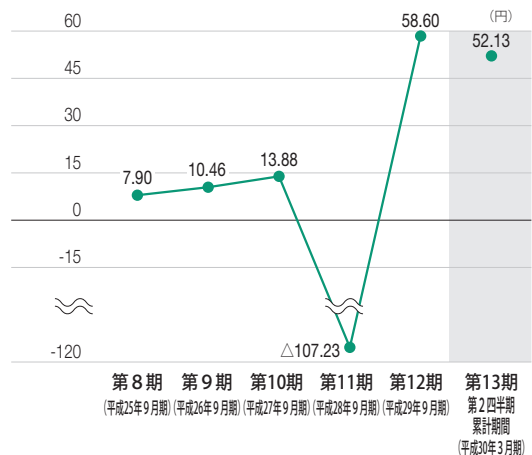
1株当たり純資産額



当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成30年4月28日を効力発生日として、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額」の各グラフでは、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	6
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	7
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	19
1 【業績等の概要】	19
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	29
6 【研究開発活動】	29
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	32

第4	【提出会社の状況】	33
1	【株式等の状況】	33
2	【自己株式の取得等の状況】	47
3	【配当政策】	47
4	【株価の推移】	47
5	【役員の状況】	48
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5	【経理の状況】	56
1	【財務諸表等】	57
第6	【提出会社の株式事務の概要】	95
第7	【提出会社の参考情報】	96
1	【提出会社の親会社等の情報】	96
2	【その他の参考情報】	96
第四部	【株式公開情報】	97
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	97
第2	【第三者割当等の概況】	99
第3	【株主の状況】	101

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月20日
【会社名】	株式会社バンク・オブ・イノベーション
【英訳名】	Bank of Innovation, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 智裕
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03-4500-2899
【事務連絡者氏名】	取締役CFO経営管理部長 河内 三佳
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03-4500-2899
【事務連絡者氏名】	取締役CFO経営管理部長 河内 三佳
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 96,504,750円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 87,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 30,015,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	130,500 (注)3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成30年6月20日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成30年6月20日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成30年7月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年6月20日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成30年7月13日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成30年7月4日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	130,500	96,504,750	56,767,500
計(総発行株式)	130,500	96,504,750	56,767,500

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(870円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(870円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は113,535,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年7月17日(火) 至 平成30年7月20日(金)	未定 (注) 4	平成30年7月23日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年7月4日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年7月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成30年7月4日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成30年7月13日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成30年6月20日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年7月13日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成30年7月24日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、平成30年7月6日から平成30年7月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目24番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年7月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	130,500	—

- (注) 1 引受株式数は、平成30年7月4日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2 上記引受人と発行価格決定日(平成30年7月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
113,535,000	4,000,000	109,535,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(870円)を基礎として算出した見込額であります。平成30年7月4日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額109,535千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限29,909千円については、事業拡大を目的としたスマートフォンゲーム開発・運営の増加人員に係る採用費及び人件費として平成31年9月期に65,000千円を充当し、残額については新規タイトル開発のために調達した長期借入金の返済資金の一部として、平成31年9月末までに充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年7月13日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	100,000	87,000,000	東京都新宿区 田中 大介 100,000株
計(総売出株式)	—	100,000	87,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(870円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 7月17日(火) 至 平成30年 7月20日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年7月13日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成30年7月13日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成30年7月24日(火))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	34,500	30,015,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	34,500	30,015,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年7月24日から平成30年8月17日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における新株式発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(870円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成30年 7月17日(火) 至 平成30年 7月20日(金)	100	未定 (注)1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成30年7月13日)において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成30年7月24日(火))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、平成30年7月24日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年6月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 34,500株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成30年8月22日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都新宿区新宿三丁目2番1号 株式会社三井住友銀行 新宿支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年8月17日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である田中大介、大株主であり貸株人である樋口智裕、並びに当社の株主である、株式会社サイバーエージェント、ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合、株式会社Cygames、MSIVC2012V投資事業有限責任組合、JPE第1号株式会社、りそなキャピタル3号投資事業組合、HPEジャパンインキュベーション投資事業有限責任組合、太田薫正、菅原貴弘、澤田賢二、河内三佳、清水啓之は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後90日目(平成30年10月21日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社の第5回新株予約権を保有する河内三佳は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等(ただし、新株予約権行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	873,243	1,927,506	2,023,267	2,299,987	4,001,262
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	25,144	28,546	44,872	△375,670	159,876
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	22,389	29,643	39,391	△364,164	199,018
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	60,000	60,000	360,000	360,000	360,000
発行済株式総数 (株)	2,834	2,834	3,396	3,396	3,396
純資産額 (千円)	40,375	70,520	693,268	329,103	528,121
総資産額 (千円)	393,001	632,889	1,414,351	1,469,130	2,477,343
1株当たり純資産額 (円)	13,830.31	24,290.25	203,647.19	96.41	155.02
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (円)	7,900.35	10,459.94	13,884.84	△107.23	58.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.0	10.9	48.9	22.3	21.3
自己資本利益率 (%)	80.0	54.9	10.4	—	46.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△240,790	60,160
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△29,373	△58,927
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	359,777	185,329
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	949,811	1,136,370
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	63 〔11〕	116 〔16〕	132 〔18〕	147 〔15〕	138 〔14〕

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第11期の経常損失及び当期純損失の計上は、新規タイトルの開発に係る売上原価及び既存タイトルに係る広告宣伝費の計上等によるものであります。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期、第9期、第10期及び第12期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第11期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
7. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 主要な経営指標等のうち、第8期、第9期及び第10期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 前事業年度（第11期）及び当事業年度（第12期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
11. 第8期、第9期及び第10期についてはキャッシュ・フローについては記載しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そのため、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を記載しております。
13. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額	(円)	13.83	24.29	203.65	96.41	155.02
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△)	(円)	7.90	10.46	13.88	△107.23	58.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、平成18年1月、代表取締役社長樋口智裕が開発した動画検索エンジン「Fooooo」の事業化を目的として設立されました。当社設立以後における経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成18年1月	東京都渋谷区において資本金100千円で、株式会社バンク・オブ・イノベーションを設立。
平成19年3月	動画検索エンジンサービス「Fooooo」をインターネット上に公開。
平成19年4月	資本金3,097千円へ増資。
平成19年5月	東京都中野区に本社移転。 資本金4,097千円へ増資。
平成19年8月	資本金10,000千円へ増資。
平成20年3月	資本金60,000千円へ増資。
平成20年6月	東京都新宿区新宿に本社移転。
平成22年2月	PCソーシャルゲーム事業を開始。
平成22年10月	東京都新宿区大久保に本社移転。
平成24年9月	スマートフォンゲーム事業（注）を開始。 スマートフォンゲームアプリ「征戦！エクスカリバー」をリリース。
平成25年3月	動画検索エンジンサービス「Fooooo」の事業譲渡に伴い、動画検索事業を終了。
平成25年5月	PCソーシャルゲーム事業を終了。
平成25年9月	スマートフォンゲームアプリ「ポケットナイツ」をリリース。
平成27年2月	スマートフォンゲームアプリ「幻獣契約クリプトラクト」をリリース。
平成27年9月	資本金360,000千円へ増資。
平成27年11月	東京都新宿区新宿に本社移転。 ゲーム以外の新規事業展開を目的として、子会社株式会社ブルーナ（平成28年4月 株式会社ベルーガゲームスへ商号変更）を設立。
平成29年8月	スマートフォンゲームアプリ「ミトラスフィア」をリリース。
平成29年9月	株式会社ベルーガゲームスの清算終了。
平成30年2月	資本金402,716千円へ増資。

（注）当社は、上記以外にも4タイトルのスマートフォンゲームアプリをリリースしておりますが、全て運営を終了しており、上記は本書提出日現在で運営しているタイトルのみを記載しております。

3 【事業の内容】

当社は、「ロマン（世界で一番“思い出”をつくるエンターテインメント企業）」と「企業信念（良いものは必ず評価される）」の二つを企業理念として掲げており、人々の心に末永く刻まれるようなサービスの創出を目指してスマートフォンゲームアプリの開発・運営に取り組んでおります。

なお、当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(1) スマートフォンゲーム事業について

当社は、Google Inc. 及びApple Inc. 等が運営するプラットフォームを通じて、ユーザーにゲームアプリを提供しております。多くのユーザーに楽しんでいただけるよう、ゲームのプレイそのものは無料で行うことができますが、その中でより深くゲームを楽しみたいユーザーに向けて有料アイテムの販売を行っております。また、「幻獣契約クリプトラクト」においては、自社IP（Intellectual Property：知的財産）として他社に著作物の利用許諾を行っており、他社から支払われるロイヤルティも当社の売上として計上しております。

当社が提供している主なゲームタイトルは、次のとおりであります。

平成30年5月31日現在

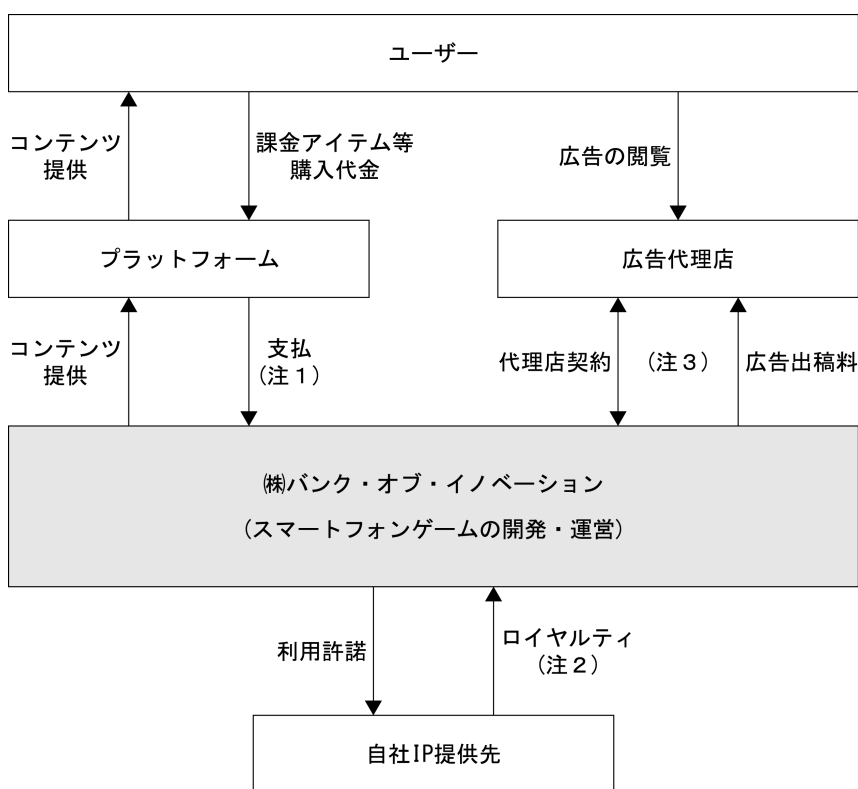
タイトル名 (リリース年月)	プラットフォーム	オリジナル/ 他社IP	ゲーム概要
ミトラスフィア (平成29年8月)	App Store Google Play	オリジナル	多種多様な武器・アバター（注1）に加え、30種以上のボイスによる“なりきり”要素をふんだんに盛り込んだファンタジーRPG（注2）です。手軽に他のユーザーとのコミュニケーションとリアルタイムの冒険を楽しむことができます。 (累計450万ダウンロード超)
幻獣契約クリプトラクト (平成27年2月)	App Store Google Play AndApp Yahoo!ゲーム	オリジナル	90年代RPGを彷彿とさせるような王道コマンドバトルと派手なエフェクトによる本格的ファンタジーRPGです。豪華声優陣によるボイスがゲームへの没入感をさらに高めます。 (累計1,000万ダウンロード超)
ポケットナイツ (平成25年9月)	App Store Google Play	他社IP	多彩で可愛いアバターの着せ替え、そして仲間達との大冒険を楽しむせかせえアクションRPGです（IP保有会社：株式会社ジークレスト）。 (累計100万ダウンロード超)
征戦！エクスカリバー (平成24年9月)	App Store Google Play	オリジナル	全国のプレイヤー達と結成する騎士団で戦うリアルタイム対戦でリーグ制覇を目指す、爽快ギルドバトル（注3）RPGです。RPGの王道である中世ヨーロッパ風の世界観に着せ替え要素を加え、「新しいモノ」を好むゲーマーに受け入れられることを目指して開発したゲームです。 (累計100万ダウンロード超)

- (注) 1. 「アバター」とは、ゲーム上におけるユーザーの分身となるキャラクターのことをいいます。
 2. 「RPG（ロールプレイングゲーム）」とは、ユーザーがゲーム内の登場人物となり、与えられる試練（冒険、難題、探索、戦闘等）を通して目的の達成を目指すゲームのことをいいます。
 3. ゲーム内で他のユーザーと組むチームのことを「ギルド」といい、ギルド同士の戦闘を「ギルドバトル」といいます。

アプリ別売上高

タイトル名	平成28年9月期		平成29年9月期		平成30年9月期 第2四半期累計期間	
	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)
ミトラスフィア	—	—	623,429	15.6	1,218,199	45.2
幻獣契約クリプトラクト	1,807,978	78.6	3,005,051	75.1	1,349,082	50.0
ポケットナイツ	217,960	9.5	137,752	3.4	46,309	1.7
征戦！エクスカリバー	273,074	11.9	234,737	5.9	83,722	3.1
その他	974	0.0	291	0.0	127	0.0
合計	2,299,987	100.0	4,001,262	100.0	2,697,442	100.0

当社の事業系統図は次のとおりです。



- (注) 1. ユーザーからの課金アイテム等利用代金から決済手数料及びプラットフォーム手数料（プラットフォーム運営事業者による代金回収代行業務及び売上管理業務に対する手数料）を差し引いた金額が、プラットフォーム事業者から当社へ支払われます。
2. 同業他社に対して自社IPの著作物利用許諾を行っており、自社IP提供先からは毎月売上の一部をロイヤルティとして受け取っております。
3. 当社は、複数の広告代理店に対してユーザー獲得を目的とする広告出稿を発注しております。上記の広告代理店には、当社の関連当事者である株式会社CyberZ（株式会社サイバーエージェントの子会社）を含んでおります。

(2) 当社の特徴及び強みについて

当社の特徴及び強みは以下のとおりであります。

① 開発段階

a. 開発体制

当社のゲームアプリは、高品質の2Dグラフィック（漫画やアニメーションのように平面的に描かれた図や絵のことを指します）に特化しております。ゲームアプリ市場において3Dゲームも広がりを見せる中で、自社の強みである2Dグラフィックをより追求し、他社との差別化を明確にすることで、独自の地位を築くことができると考えており、これまでのスマートフォンゲーム事業の運営において、より高品質なデザインを提供してまいりました。

当社は高品質2Dグラフィックを効率的に量産するために、デザイナー人員数の増強、社内教育の整備、多段階チェック（後述c.を参照）の導入によって「デザイン主体の開発体制」を構築しております。当該体制では、デザイナー人員数が従業員の4割以上を占めており、内製化率向上による外注コストの抑制、社内全体及び個人の技能向上、品質の担保及び追求が可能となっております。当社は、当社のようなデザインを重視した開発体制を敷いている同業他社は少なく、構築においても組織の再構築から相当の時間とコストが発生するものと捉えており、同業他社による模倣は容易ではないと考えております。よって、当社は業界において特異性及び優位性を確保できていると考えております。

従業員数に対するデザイナーの人数及び割合

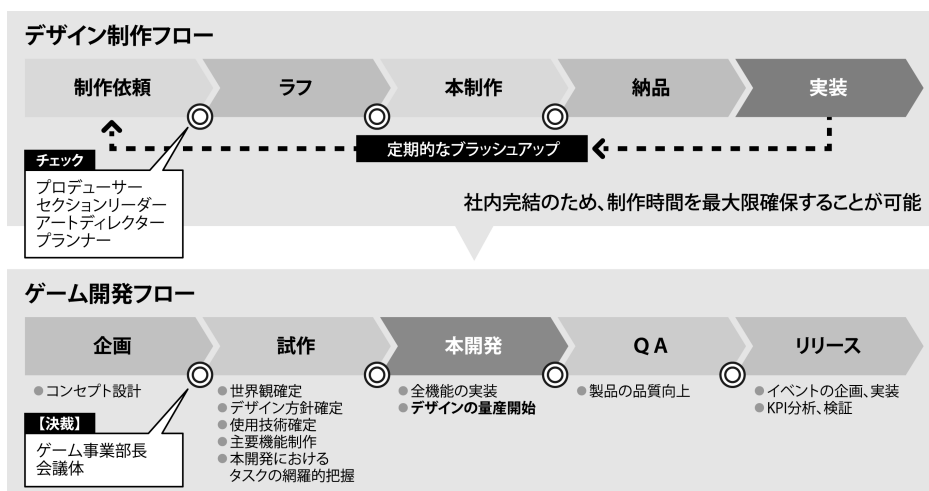
	平成28年9月期		平成29年9月期		平成30年9月期 第2四半期累計期間	
	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)	人数 (名)	割合 (%)
デザイナー	61	41.5	59	42.8	57	41.6
その他	86	58.5	79	57.2	80	58.4
合計	147	100.0	138	100.0	137	100.0

b. オリジナル2Dグラフィックによる効果

当社は本書提出日現在で提供している4本のゲームアプリのうち、「幻獣契約クリプトラクト」と「ミトラスフィア」は上述a.の開発体制の下で開発しております。この2本は従来のタイトルと比較してダウンロード数が増加するなど、運営段階においても大きな効果が表れております。このことから、当社は高品質デザインによってユーザーの興味関心が引き出されているものと考えており、一度実装したデザインも定期的にブラッシュアップを行うなど、日々品質の向上を図っております。

c. 安定したゲームの開発体制

当社は、グラフィックの制作及びゲームシステムの開発において多段階チェックを導入しております。企画からリリースまでの間において、アートディレクターやプロデューサー主体によるデザインの多段階チェック、またゲームシステムについては経営会議及び必要に応じてリリース前テストを実施可能な外注先企業を交えた品質の多段階チェックを実施しております。段階ごとに多角的な視点から進捗及び品質を確認することによって、高品質のゲームアプリを安定的かつ継続して開発することを目指しております。



② 運営段階

a. ゲームアプリの長期運営

当社は「ゲームに対して積極的なユーザー層（注）」をメインターゲットとしております。そして、多くのお客様に長く遊んでいただくことを長期安定運営の基盤とし、当社がゲームをより深く楽しんでいただくための施策を投じていくことによって強化されていくものと考えております。当社の運営力の源泉は確立されたPDCAサイクルであり、ユーザー動向のデータ分析、KPI（重要業績評価指標）変動要因の把握、新機能の立案及び実装後におけるKPI推移の確認や他社分析の実行等によって成り立っております。

当社は、メインターゲットに受け入れられるように、また懐かしさを感じながら新たな思い出に繋がるような味わいの深いオリジナル2Dグラフィックによって差別化を図るとともに、これまでのPC向けゲームやゲームアプリ開発における成功・失敗のあらゆる面から蓄積したノウハウの活用、そして「お客様と共にゲームをつくっていく」という姿勢を通してサービスの長期運営に取り組んでまいりました。ゲーム内で実施したアンケートやお問い合わせに寄せられた意見・要望等を参考に、解決すべき課題の洗い出しや施策への活用、グラフィックのブラッシュアップ等、様々な取り組みを続けた結果、「幻獣契約クリプトラクト」は配信開始から25か月を経過した月に、それまでの最高月額課金高を達成しており、現在も多くのお客様に楽しんでいただいております。

（注）当社では、現在においてスマートフォンゲームや家庭用ゲーム機、PCゲーム等に親しんでいる層のほか、これらのゲームにかつて深く親しんだ経験のある層を対象としております。

b. プロモーション

当社は、設定した予算内でより費用対効果があると判断したプロモーションを実施しております。また、プロモーション単価のコントロールを適切に行うため、実施したプロモーション施策についてのデータ分析及びPDCAサイクルを遂行しております。プロモーション手法は基本的にウェブ中心ですが、ゲーム内施策との連携を行う（具体的な例として、飲食店とのコラボレーション等によるリアルイベントの開催）など、新規のユーザーのみならず既存ユーザーへの訴求効果が見込めるような施策も取り入れております。

c. 自社IPの活用

当社は、今後の中長期的な成長を見据えるために、収益貢献度が高く、かつ他社IPの制約にとらわれない開発が可能であるオリジナルタイトルの開発・運営を主力としており、プロモーションとの連携によって自社IPの確立及び収益の多角化を図っております。現行の取り組みといたしましては、同業他社に対する当社の著作物利用許諾を通して、PCや家庭用ゲーム機のプラットフォーム展開を行っており、当社はロイヤルティを受け取っております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
145 (17)	29.2	2.9	4,755

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員及びアルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を除く。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、当社から他社への出向者及び他社から当社への出向者はありません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、スマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第12期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の先行きや政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等について留意する必要があるものの、個人消費、企業収益をはじめ、緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社の事業領域である日本国内のスマートフォンゲーム業界を取り巻く環境におきましては、スマートフォンゲーム市場全体の売上規模が拡大を続けており、平成29年度には9,600億円（前年度比101.6%）に達すると予測されております（参考：株式会社矢野経済研究所「スマホゲーム市場に関する調査2016」）。

このような事業環境のもと、当社は自社のゲームタイトルをより多くのユーザーに遊んでいただくために、積極的なプロモーション活動を含めた運営体制の維持・強化に取り組んでまいりました。その結果、平成29年8月には「幻獣契約クリプトラクト」が累計800万ダウンロードを突破いたしました。同月には新作「ミトラスフィア」の配信を開始しておりますが、こちらも累計300万ダウンロードを突破するなど、好調な出足となりました。

また、平成29年9月に子会社株式会社ペルーガゲームスを清算終了いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,001,262千円（前事業年度比74.0%増）、営業利益171,405千円（前事業年度は営業損失368,711千円）、経常利益159,876千円（前事業年度は経常損失375,670千円）、当期純利益に関しては199,018千円（前事業年度は当期純損失364,164千円）となりました。

なお、当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第13期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや企業収益の改善など、景気は緩やかな回復で推移いたしました。その一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響により先行きが不透明な状況であります。

当社の事業領域であるスマートフォンゲーム業界を取り巻く環境におきましては、国内ゲームアプリ市場全体の売上規模がスマートフォンの普及とともに拡大を続けており、平成29年には1兆4,169億円に達すると予測されております（出所：株式会社G zブレイン「ファミ通モバイルゲーム白書2018」）。

このような事業環境のもと、既存タイトルの拡大と新規タイトルの投入に注力してまいりました。平成24年9月に「征戦！エクスカリバー」、平成25年9月に「ポケットナイツ」、平成27年2月に「幻獣契約クリプトラクト」、平成29年8月に「ミトラスフィア」をリリースし、ゲームシステム改善や各種イベント施策の実施などを通して多くのお客様に楽しんでいただいております。中でも「幻獣契約クリプトラクト」は国内累計800万ダウンロードを突破しており、平成30年2月にはサービス開始3周年を迎えました。最新作の「ミトラスフィア」においても国内累計450万ダウンロードを突破し、好調に推移しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,697,442千円、営業利益は270,244千円、経常利益は262,666千円、四半期純利益は181,239千円となりました。

なお、当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて186,558千円増加し、1,136,370千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は60,160千円（前事業年度は240,790千円の支出）となりました。主な要因は、税引前当期純利益の計上157,808千円、売上債権の増加702,180千円、未払金の増加額465,328千円、未払費用の増加額9,213千円、未払消費税等の増加額73,585千円、前受金の増加額25,301千円、法人税等の還付額6,607千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は58,927千円（前年同期比29,553千円の増加）となりました。主な要因は、定期預金等の預入による支出77,500千円、定期預金等の払戻による収入12,000千円、子会社の清算による収入7,718千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は185,329千円（前年同期比174,448千円の減少）となりました。これは短期借入金の純減額142,607千円、長期借入金の純増額327,936千円によるものです。

第13期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて363,540千円増加し、1,499,910千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は、193,994千円となりました。主な要因は、税引前四半期純利益の計上262,666千円、売上債権の減少277,175千円、未払金の減少292,043千円と未払消費税等の減少26,704千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、16,676千円となりました。主な要因は、定期預金等の預入による支出15,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の増加は、186,222千円となりました。主な要因は、短期借入金の返済による減少150,204千円、長期借入金の純増252,676千円とストックオプション行使による収入83,750千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第12期事業年度及び第13期第2四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第12期事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	前年同期比 (%)	第13期第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
スマートフォンゲーム事業 (千円)	4,001,262	174.0	2,697,442

(注) 1. 最近2事業年度及び第13期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第11期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第12期事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第13期第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
Apple Inc.	1,127,736	49.0	2,069,968	51.7	1,406,841	52.2
Google Inc.	1,025,055	44.6	1,742,813	43.5	1,184,322	43.9

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 相手先は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、企業理念としてロマン「世界で一番“思い出”をつくるエンターテインメント企業」と企業信念「良いものは必ず評価される」を掲げるとともに、ユーザーを含む社会に対してより大きな価値を提供し続けることを目指して、スマートフォンゲームアプリの開発及び運営に取り組んでまいります。

(2) 経営戦略

当社は、オリジナル2Dグラフィックに特化したゲームアプリの開発・運営に注力しております。また、今後のスマートフォンゲーム業界では、運営力だけではなくIPの力による優位性の確保が重要であり、新規タイトルの開発に合わせて価値あるIPの創出と活用に取り組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社は、翌期以降3年間における売上高及び営業利益それぞれの合計金額を重要な経営指標とし、中長期的に企業価値の最大化を図ってまいります。また、営業上の指標として、新規登録者数、MAU（注）を重視しております。

（注）MAU（Monthly Active Users）：1カ月当たりのアクティブユーザーの数のことをいいます。当社はユーザーに長期間楽しんでいただくことを目指しているため、重要な指標としております。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社が属するスマートフォンゲーム業界を取り巻く環境については、国内市場は堅調に推移しております。その市場規模は平成28年は1兆1,701億円となり、平成29年は1兆4,169億円と予測されております。一方、市場規模の約4割を売上ランキングの上位10タイトルに占有されていることから、淘汰が進んでいる状況であることが窺えます（出典：株式会社G zブレイン「ファミ通モバイルゲーム白書2018」）。当社はこの動向を踏まえ、今後も市場の拡大は続く一方で、企業間のユーザー獲得競争に勝てる人気タイトルにユーザーや収益が集約されていくと考えております。

このような事業環境の下、当社は今後もスマートフォンゲーム事業において事業規模を拡大し、将来的にスマートフォンゲームコンテンツを活用したエンターテインメント領域に進出したいと考えております。そして、その実現のため、当社は以下の課題の解決に取り組んでまいります。

① 自社IPの確立

今後のスマートフォンゲーム業界を生き抜くためには、自社IPの確立が重要な課題の一つであると認識しております。現在、IP活用の一環として、同業他社に対する「幻獣契約クリプトラクト」の著作権利用許諾を行っており、締結先の企業は当該タイトルをベースにしたゲームを開発し、PC向け及び家庭用ゲーム機向けのプラットフォームへ提供しております。これによって、IPとしての認知度が向上するとともに、ロイヤリティ計上といった収益の多角化に繋がっております。なお、本書提出日以降においては、別のゲームアプリにおいても、スマートフォン領域外のユーザー獲得を目的として、PC向けもしくは家庭用ゲーム機向けのプラットフォーム展開を計画しております。当社は引き続き、価値あるIPの創出に取り組むとともに、プロモーションや外部企業と連携しながら既存IPの価値の向上を図ってまいります。

② 収益力の高いタイトルの提供

当社がスマートフォンゲーム事業においてより一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社では、ゲームアプリにおけるユーザーの行動履歴を分析したデータを新たな施策の企画・実施に活用しております。また、新規タイトルの開発において、既存タイトルで獲得したノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋がってまいります。

③ 優秀な人材の確保

当社は、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が必要であると考えております。しかしながら、IT業界では人材不足の状況が続いており、また有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社では、社内研修の強化、福利厚生充実の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋げたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲームだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

④ ゲームの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと。通称「RMT」。）や、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による課金問題等が社会的に度々提起されております。当社は、こうした状況を踏まえ、スマートフォンゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

⑤ システム管理体制の強化

当社が提供するゲームアプリは、数多くのユーザーが同時に利用するようなタイトルもあることから、ユーザーが常に快適に利用できるように対応していくことが重要な課題であると認識しております。当社は、システム基盤や管理体制の強化に努めることによって、安定したサービスの提供に繋げております。

⑥ 組織体制の強化

当社が、今後更なる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化に取り組んでおります。これにより、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っていく考えであります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① スマートフォンゲーム市場の動向について

当社の事業領域である日本国内のモバイルゲーム市場は、主にスマートフォン向けゲームアプリのけん引によって安定した成長を続けており、平成29年の市場全体の売上規模は1兆4,169億円（前年比121.1%）に達すると予測されております（参考：株式会社G zブレイン「ファミ通モバイルゲーム白書」）。しかしながら、予期せぬ法的規制や通信事業者の動向によって、市場の成長を阻害するような要因が重なった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② プラットフォーム運営事業者の動向について

当社のスマートフォンゲーム事業では、アプリストアを通じてユーザーへサービスを提供しており、特にApp Storeを運営するApple Inc.並びにGoogle Playを運営するGoogle Inc.の2社に対する収益依存が大きくなっております。また、当社は各運営事業者の定める規約を遵守するとともに、各運営事業者に対して回収代行手数料やシステム利用料等の手数料を支払っております。しかしながら、アプリストアの売上等の各種ランキングの仕様変更や今後起こり得る規約変更をはじめとする各運営事業者の動向によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合他社について

当社はオリジナル2Dグラフィックの制作技術で差別化を図り、高品質のゲームアプリを提供し続けることを目指してまいります。しかしながら、同業他社との競争激化によって優位性を保てなくなった場合には、当社の提供するスマートフォンゲームの利用者数が減少し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業・サービスに関するリスク

① ゲームアプリの開発及び運営について

当社は、主にRPGのゲームアプリの開発・運営を行っております。これまでの運営で蓄積したノウハウの活用により、着実にユーザー数や売上規模は拡大するとともに、ユーザーから主にグラフィック面において一定の評価を得ていると認識しております。しかしながら、これらのサービスにおいてはユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに対するコンテンツの導入が、何らかの要因により困難となった場合には、ユーザーへの訴求力の低下等から当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定のタイトルにおける収益依存について

当社は、売上の大部分を特定のタイトルに依存している状況にあり、平成29年9月期における売上高に対して、「幻獣契約クリプトラクト」が全体の売上高の75.1%と大きな割合を占めております。また、平成30年9月期第2四半期累計期間においては、最新作である「ミトラスフィア」が全体の売上高の45.2%を占めており、これら2本の割合が占める割合は95.2%となっております。当社といたしましては、確立されたPDCAサイクルの実行によって既存タイトルのサービス向上に取り組む一方で、人的資源を新規開発に集中させることで新規タイトルの創出に注力してまいります。しかしながら、今後当該タイトルの収益が想定していた売上高より大きく下回った場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ サービスの安全性及び健全性について

当社が提供するゲームアプリは、不特定多数の個人ユーザーが、各ユーザー間において独自にコミュニケーションを取ることができる機能を設ける場合があります。当社は、健全なコミュニティを育成するため、利用規約において社会的問題へと発展する可能性のある不適切な利用の禁止を明示しております。また、ゲーム上において会話又は投稿するにふさわしくない禁止語句の設定やユーザー等のモニタリングを常時行っており、規約に違反したユーザーに対しては、改善の要請や退会等の措置を講じるよう努めております。当社は引き続き、健全性維持の取り組みを実施してまいります。万が一当社が把握できなかったユーザーの不適切な行為によってトラブルが生じた場合には、利用規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、企業の信用やブランド価値が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、事業規模の拡大に伴い、コンテンツの健全性の維持、向上のために必要な対策を講じていく方針ではありますが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレードが一部ユーザーにより行われております。当社のゲームアプリには、ユーザー同士でアイテムを交換する等の機能は設けておりませんが、ごく一部のユーザーが希少なアイテムを保有するゲームアカウントをオークションサイトに出品している事例が発生しております。当社では、利用規約においてゲームアカウントの売買を禁止する旨を表記するとともに、オークションサイトの適時監視も行っております。しかしながら、当社に関連するリアル・マネー・トレードが大規模に発生、拡大した場合には、当社サービスの信頼性が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ システム障害について

当社の事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 開発・運営コストの増加について

当社はゲームアプリの開発、運営を行うにあたり、大量のイラスト制作等を行っております。当社は引き続き、コストコントロールを行いながら高品質ゲームアプリの開発に取り組んでまいります。ゲームコンテンツの高品質化等の影響により開発運営費が高騰した場合、また、サービス開始後の売上が想定通りとならない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はウェブ中心のプロモーションを実施する中で、広告宣伝費の予算管理や費用対効果を見極めた広告宣伝を実施しておりますが、今後の市場動向によって広告単価が上昇した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。併せて、Web広告や動画の配信等の広告宣伝活動は、当社が自社IPの確立を目指すうえでは不可欠な取り組みではありますが、多額の広告宣伝費が必要となることもあり、場合によっては利益を圧迫する可能性があります。さらに投下した広告宣伝費が期待した効果を得られないケースも考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 開発遅延等が業績に与える影響について

当社は、スマートフォンゲーム事業で中長期的な成長を目指すにあたり、高品質のゲームを年間1～2本の安定したサイクルでリリースしていく方針であります。しかしながら、最新作である「ミトラスフィア（平成29年8月リリース）」においては、ゲームのプログラミング言語や世界観設定等の変更、品質向上等に伴い、リリースまでに約3年を要しました。現在、当社では以下の対策を講じ、開発遅延の防止に努めております。

a. プログラミング言語（開発言語）に起因する遅延の防止策

半期に一度、エンジニアリング推進室が開発言語に関する調査を実施し、使用中の開発言語に有効性があることを確認しております。

b. 世界観設定等の変更起因する遅延の防止策

経営会議のゲーム開発進捗確認（月次で実施）によって、世界観設定等の変更に伴うデザインの変更を防止しております。

c. ブラッシュアップ（品質向上）期間に起因する遅延の防止策

新規タイトルの開発スケジュールで品質向上のための猶予期間を3カ月設定しており、ブラッシュアップが発生した場合においても対応できる体制としております。

また、当社は高品質ゲームアプリの開発のために開発ラインの数を絞り込んでいるため、事業展開における柔軟性は決して高いとはいえません。よって、事業環境や業界の動向によっては、早急な対応が容易ではない体制であると捉えております。今後においても、開発を進めていく中で、リリース時期を延期せざるを得なくなることがありうるため、延期に伴う開発費用の追加発生や採算性が悪化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 新たな事業展開について

当社は将来的に、現在のスマートフォンゲーム事業から、スマートフォンゲームコンテンツを活用したエンターテインメント領域に進出したいと考えており、追加的な支出が発生する可能性や、当社が今まで想定していない新たなリスクが存在する可能性があります。このため、新たな事業展開が想定通りに進捗しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

① インターネットに関連する法的規制について

当社の事業に関連する各種法的規制等については、随時対応しております。しかしながら、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② ゲームアプリに関する法的規制等について

当社が属するスマートフォンゲーム業界は、主に「有料アイテム」における過度な射幸心の誘発等の問題が度々提起されており、最近では「不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）」における有利誤認・優良誤認や「資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）」における仮想通貨の取扱いについて取り上げられました。当社は、景品表示法にかかる対策として、当社の顧問弁護士との協議や法改正に関する情報交換、日本オンラインゲーム協会（JOGA）が制定しているガイドラインの遵守等に自主的に取り組んでおります。また、資金決済法に関しては同法が定める規定に従って金融機関との間で発行保証金保全契約を締結するなどにより遵守しております。以上のことから、サービスの提供には大きな影響を与えていないものと認識するとともに、今後も変化する可能性がある社会的要請について、サービスを提供する企業として自主的に対応し、業界の健全性・発展性を損なうことの無いよう努めていくべきであると考えております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた時に当社の事業が著しく制約を受ける場合には、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権の管理に関するリスク

当社は、自社で提供しているサービスに関して、第三者が保有する知的財産権を利用する場合には、当該第三者の使用許諾を得ております。また、当社役員・従業員や人材派遣会社からの派遣社員などによる知的財産権の持ち出しをリスクとして考え、社内管理体制の強化によってリスク回避を図っております。現時点で、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起又は通知されている事実はなく、また顧問弁護士・顧問弁理士等と密に連携しており、一切他社の知的財産権を侵害していないという認識ではありますが、万が一、当社の認識外で、第三者の知的

財産を侵害した場合には、損害賠償請求や使用差止請求を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 企業価値の毀損リスク

当社は、企業価値の維持及び強化がユーザーの信頼確保、当社の将来的な成長に繋がると考えております。事業を展開する中で想定されるトラブルを未然に防ぐため、上述「(3) 法的規制に関するリスク」に列挙した法的規制をはじめとする関連法規、ガイドライン並びに当社内で定める各種規則の遵守を徹底しておりますが、当社に関する否定的な評判・評価が世間に流布される場合には、当社の企業価値が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社が事業を展開する中で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展した場合には、多額の訴訟対応費用が発生し、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 組織体制に関するリスク

① 人材の採用と育成について

当社が、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。人材獲得競争が過熱する中で、有能な人材が競合他社に引き抜かれる等により人材が流出するリスクも想定されますが、当社では、現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内研修、各種勉強会の開催、福利厚生の実施など、人材の育成及び流出に対応した各種施策を推進しております。しかしながら、新規の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、開発の内製化は、品質の担保や開発体制の強化につながる一方で、外注比率の低下によって適時のコスト削減がしづらいというデメリットがあります。当社では、全従業員の生産性向上を目的とする人員配置を随時行っておりますが、売上が想定を下回る場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、利益率が低いタイトルの運営に関して、KPI改善を図る中で人員配置がうまくいかず、事業撤退判断や経営判断に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である樋口智裕は、創業当時から最高経営責任者として当社の経営戦略・事業戦略においてきわめて重要な役割を担っております。当社は、同氏の属人性に依存することのない組織的な事業経営体制の構築を目的として、優秀な人材の採用及び育成並びに権限の委譲等を推進しております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業推進等に影響を与える可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社では内部管理体制の充実に努めておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他のリスク

① 資金調達について

当社は、スマートフォンゲーム事業における必要資金の多くを、主に金融機関からの借入金によって充当してまいりました。この結果、平成30年5月31日時点の有利子負債は1,022百万円となっております。本書提出日時点では、金融機関との関係は良好であることから必要な資金の新規調達に懸念はありません。しかしながら、将来、当社の信用格付けの引下げや金利変動に伴う資金調達コストの増加等、何らかの理由により資金調達に支障が生じた場合、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 税務上の繰越欠損金について

当事業年度末現在において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損

金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③ ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却について

本書提出日時点における当社の発行済株式総数は、普通株式3,731,000株であります。このうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が912,000株を所有（所有割合24.4%）しておりますが、このベンチャーキャピタル等が保有する普通株式をキャピタルゲインを目的に市場で売却された場合、短期的な需給のバランスの悪化が生じることにより、当社株式の価格が低下する可能性があります。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は66,000株であり、発行済株式総数3,731,000株の1.8%に相当しております。

⑤ 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しております。しかしながら、財務体質の強化と事業拡大、内部留保の充実等を優先させていただいており、創業以来配当は実施しておりません。また、創業以来、売上高は前年比で増加し続けているものの、平成28年9月期の当期純損失計上によって未だ内部留保が充実しているとは言えない状況であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑥ 自然災害等について

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の常時監視等により、トラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
Google Inc.	米国	Google Play デベロッパー販売／配 布契約書	Android搭載端末向けア プリケーションの配信 及び販売に関する契約	定めなし
Apple Inc.	米国	iOS Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリ ケーションの配信及び 販売に関する契約	1年間 (1年毎の自動更新)

6 【研究開発活動】

第12期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、「世界で一番“思い出”をつくるエンターテイメント企業」というロマンを達成すべく、日々の研究開発に取り組んでおります。研究内容としてしましては、現在の収益基盤であるスマートフォンゲームアプリの開発のための市場調査・分析、テスト開発等であります。

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は、191,419千円であります。

第13期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は、44,272千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とする箇所があります。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第12期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(資産)

当事業年度末における総資産は2,477,343千円となり、前事業年度末に比べ1,008,212千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加252,059千円、売掛金の増加702,180千円、繰延税金資産の増加77,188千円、敷金及び保証金の減少11,306千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は1,949,221千円となり、前事業年度末に比べ809,194千円増加いたしました。これは主に未払金の増加465,091千円、長期借入金の増加327,936千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は528,121千円となり、前事業年度末に比べ199,018千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加199,018千円によるものであります。

第13期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は2,573,777千円となり、前事業年度末に比べ96,434千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加373,540千円、売掛金の減少277,175千円によるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債は1,780,666千円となり、前事業年度末に比べ168,554千円減少いたしました。これは主に長期借入金が増加252,676千円、未払金の減少291,820千円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は793,111千円となり、前事業年度末に比べ264,989千円増加いたしました。これは、新株予約権行使に伴う新株発行による資本金42,716千円及び資本剰余金42,716千円の増加と、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加181,239千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第12期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は4,001,262千円（前事業年度比74.0%増）となりました。増加の主な要因としては、運営タイトルの売上が好調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は2,469,799千円（前事業年度比31.7%増）となりました。増加の主な要因としては、売上増加に伴うプラットフォーム手数料の増加であります。

運営タイトルの売上が好調に推移したことで売上高が前事業年度比で1,701,275千円増加している一方、売上原価としては主に変動費であるプラットフォーム手数料が増加することとどまった結果、当事業年度の売上総利益は1,531,462千円（前事業年度比260.2%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,360,057千円（前事業年度比71.3%増）となりました。増加の主な要因としては、広告宣伝費の増加であります。

この結果、当事業年度の営業利益は171,405千円（前事業年度は営業損失368,711千円）となりました。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は715千円（前事業年度比218.7%増）、営業外費用は12,245千円（前事業年度比70.5%増）となりました。営業外収益の主な内訳は受取奨励金300千円及び物品売却益276千円、営業外費用の主な内訳は支払利息の発生10,928千円であります。

この結果、当事業年度の経常利益は159,876千円（前事業年度は経常損失375,670千円）となりました。

(特別損益)

当事業年度の特別利益は、当事業年度及び前事業年度とも計上がありませんでした。特別損失は2,067千円（前事業年度計上なし）となりました。その要因は、子会社の清算結了に伴う関係会社清算損2,067千円であります。

これらの結果、税引前当期純利益は157,808千円（前事業年度は税引前当期純損失375,670千円）となり、法人税、住民税及び事業税35,979千円並びに法人税等調整額△77,188千円の計上により、当期純利益は199,018千円（前事業年度は当期純損失364,164千円）となりました。

第13期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は2,697,442千円となりました。これは主に、運営タイトルの売上が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当第2四半期累計期間の売上原価は1,488,645千円となりました。これは主に、プラットフォーム手数料、開発人員の労務費及びサーバー費用によるものであります。

この結果、当第2四半期累計期間の売上総利益は1,208,797千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は938,553千円となりました。これは主に、人件費及び広告宣伝費によるものであります。

この結果、当第2四半期累計期間の営業利益は270,244千円となりました。

(営業外損益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は172千円となりました。これは主に物品売却益によるものであります。

当第2四半期累計期間の営業外費用は7,751千円となりました。これは主に支払利息によるものであります。

この結果、当第2四半期累計期間の経常利益は262,666千円となりました。

(特別損益)

当第2四半期累計期間の特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。

この結果、当第2四半期累計期間の四半期純利益は181,239千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている様々な課題に対処し、ユーザーにより良いサービスを継続的に提供していくことが必要であると認識しております。そのため、経営者は、外部環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を把握するなかで課題を抽出し、それに対する対応策を実施していく方針であります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、今後の中長期的な成長とエンターテインメント領域全体に及ぶ事業展開を見据え、自社IPの確立を目指す方針であり、現在は自社IPを同業他社に提供し、PCや家庭用ゲーム機のプラットフォーム展開に至っております。今後も価値あるIPの創出を目指すとともに、プロモーションや他社との連携を通じて、ゲーム以外の事業も展開できるようにIPの活用を推し進め、収益の多角化を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度における主要な設備投資は、ネットワーク関連機器の取得1,284千円であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

第13期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間における主要な設備投資は、業務用PCの取得2,619千円であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所用設備	1,678	4,114	5,562	11,355	138 (14)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は97,789千円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員及びアルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 当社の事業セグメントは、スマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年5月31日現在）

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

(注) 発行可能株式総数は、平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づく同日付定款変更により、986,000株減少しております。また、平成30年3月27日開催の取締役会により平成30年4月28日付で株式分割に伴う定款変更を行い、13,986,000株増加しております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,731,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,731,000	—	—

(注) 1. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は3,727,269株増加し、3,731,000株となりました。
2. 平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議により、平成30年4月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成25年9月27日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	235	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）2	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり250,000（注）3	—
新株予約権の行使期間	平成25年9月30日から 平成30年9月29日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 255,022 資本組入額 127,511	—
新株予約権の行使の条件	（注）4	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき5,022円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 以下に掲げる各事由が発生したときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (1) 以下の期間に、その対価を以下の1株当たり金額未満とする当社普通株式の発行等が行われた場合。
（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
平成25年9月30日より平成30年9月29日まで、金24万5000円
 - (2) 当社普通株式につき、以下の期間に、その対価を以下の1株当たり金額未満として、売買その他の取引が行われた場合。
平成25年9月30日より平成30年9月29日まで、金24万5000円
 - (3) 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、以下の期間に、以下の1株当たりの金額未満となった場合。
平成25年9月30日より平成30年9月29日まで、金24万5000円
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権（平成25年12月24日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 2	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり250,000 (注) 3	—
新株予約権の行使期間	平成26年3月1日から 平成30年9月29日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 255,022 資本組入額 127,511	—
新株予約権の行使の条件	(注) 4	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき5,022円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る払込額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 以下に掲げる各事由が発生したときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (1) 以下の期間に、その対価を以下の1株当たり金額未満とする当社普通株式の発行等が行われた場合。（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
平成25年12月27日より平成30年9月29日まで、金24万5000円
 - (2) 当社普通株式につき、以下の期間に、その対価を以下の1株当たり金額未満として、売買その他の取引が行われた場合。
平成25年12月27日より平成30年9月29日まで、金24万5000円
 - (3) 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、以下の期間に、以下の1株当たりの金額未満となった場合。
平成25年12月27日より平成30年9月29日まで、金24万5000円
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権（平成26年1月28日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15 (注) 1	15,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり250,000 (注) 2	1株当たり250 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	平成29年2月1日から 平成35年9月30日まで (注) 3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

但し、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 当該期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではなく、相続人に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
- ③ 新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- ⑤ 新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①から⑤に定める事由が生じた場合、それが生じた日に新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、新株予約権を取得する場合、新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画の承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会の承認（株主総会決議が不要の場合は取締役会決議と読み替える。）がなされた場合
- ② 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、当社との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合
- ③ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ④ 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合
- ⑤ 新株予約権者が当社と類似の営業を営む会社の役職員に就任した場合

6. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成28年10月18日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	24	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24 (注) 1	24,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,038,000 (注) 2	1株当たり1,038 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	平成30年11月1日から 平成37年9月30日まで (注) 3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,038,000 資本組入額 519,000	発行価格 1,038 (注) 6 資本組入額 519 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

但し、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る払込額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 当該期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
4. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではなく、相続人に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
 - ③ 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
 - ⑤ 新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社は、以下の①から⑤に定める事由が生じた場合、それが生じた日に新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、新株予約権を取得する場合、新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画の承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会の承認（株主総会決議が不要の場合は取締役会決議と読み替える。）がなされた場合
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、当社との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合
 - ③ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ④ 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と類似の営業を営む会社の役職員に就任した場合
6. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成29年9月12日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	31	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31 (注) 1	27,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり750,000 (注) 2	1株当たり750 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	平成31年10月1日から 平成38年9月30日まで (注) 3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750,000 資本組入額 375,000	発行価格 750 (注) 6 資本組入額 375 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株であります。

但し、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- ① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- ② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 当該期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではなく、相続人に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
- ③ 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- ⑤ 新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①から⑤に定める事由が生じた場合、それが生じた日に新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、新株予約権を取得する場合、新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画の承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会の承認（株主総会決議が不要の場合は取締役会決議と読み替える。）がなされた場合
- ② 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、当社との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合
- ③ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ④ 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合
- ⑤ 新株予約権者が当社と類似の営業を営む会社の役職員に就任した場合

6. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年9月29日 (注) 1	562	3,396	300,000	360,000	283,356	337,440
平成30年2月16日 (注) 2	335	3,731	42,716	402,716	42,716	380,156
平成30年4月28日 (注) 3	3,727,269	3,731,000	—	402,716	—	380,156

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格 1,038,000円、資本組入額 533,808円
割当先 ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合、MSIVC2012V投資事業有限責任組合、
りそなキャピタル3号投資事業組合
2. 新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。
3. 株式分割（1：1,000）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	7	—	—	7	14	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	14,620	—	—	22,690	37,310	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	39.2	—	—	60.8	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,731,000	37,310	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,731,000	—	—
総株主の議決権	—	37,310	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第5回新株予約権（平成26年1月28日取締役会決議）

決議年月日	平成26年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社従業員の取締役への就任により、本書提出日現在においては当社取締役1名となっております。

第7回新株予約権（平成28年10月18日取締役会決議）

決議年月日	平成28年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	「(2)新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 第7回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第8回新株予約権（平成29年9月12日取締役会決議）

決議年月日	平成29年9月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 2（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 第8回新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	「(2)新株予約権等の状況 第8回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況 第8回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況 第8回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況 第8回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 第8回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）当社従業員の退職により、本書提出日現在においては当社取締役2名、当社従業員1名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しておりますが、財務体質の強化と事業拡大、内部留保の充実等を優先させていただいており、創業以来配当は実施しておりません。また、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	樋口 智裕	昭和58年 1月15日	平成18年1月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	1,669,000
取締役	人事総務 部長	田中 大介	昭和58年 9月20日	平成18年1月 当社監査役 平成19年4月 当社取締役 平成29年3月 当社取締役 人材開発部長 (現人事総務部長) (現任)	(注) 3	400,000
取締役	CFO兼経営 管理部長	河内 三佳	昭和60年 8月31日	平成20年3月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成23年10月 公認会計士登録 平成25年10月 当社入社、経営管理部長 平成26年12月 当社取締役CFO 経営管理部長 (現任)	(注) 3	5,000
取締役	ゲーム 事業部長	清水 啓之	昭和57年 7月31日	平成20年4月 日本電気株式会社入社 平成24年10月 当社入社 平成28年4月 当社ゲーム事業部長 平成28年10月 当社取締役 ゲーム事業部長 (現任)	(注) 3	5,000
取締役	—	泉 健太	昭和54年 8月2日	平成15年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社 (現大和証券株 式会社) 入社 平成21年12月 シティグループ証券株式会社入社 平成22年9月 株式会社フルスピード取締役CFO 平成23年10月 同社取締役副社長COO兼CMO 平成27年6月 リアライアンス・データ株式会社代表取締役 (現任) 平成27年9月 タグビク株式会社取締役 (現任) 平成28年9月 五反田電子商事株式会社監査役 (現任) 平成29年7月 CROOZ Media Partners株式会社取締役 (現任) 平成29年9月 当社取締役 (現任) 平成30年3月 株式会社サイバーセキュリティクラウド監査役 (現 任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	熊倉 安希子	昭和53年 9月27日	平成15年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成19年7月 公認会計士登録 平成29年5月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	深町 周輔	昭和51年 1月23日	平成16年10月 弁護士登録、弁護士法人かすが総合入所 平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所入所 (現任) 平成25年12月 当社監査役 (現任) 平成27年7月 株式会社シルバライフ監査役 (現任) 平成28年3月 株式会社富士山マガジンサービス監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	木戸 隆之	昭和49年 1月4日	平成12年10月 東京都社会保険労務士会登録 平成14年9月 株式会社エコミック入社 平成15年4月 SATO社会保険労務士法人入所 平成16年6月 株式会社エコミック取締役 平成24年7月 社会保険労務士法人あんしんサポート代表社員 (現 任) 平成28年3月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
計						2,079,000

- (注) 1. 取締役 泉健太氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 熊倉安希子氏、監査役 深町周輔氏及び木戸隆之氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成30年4月27日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、平成30年4月27日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、長期的かつ継続的に株主価値を高めていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

i) 取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在、取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

ii) 監査役会

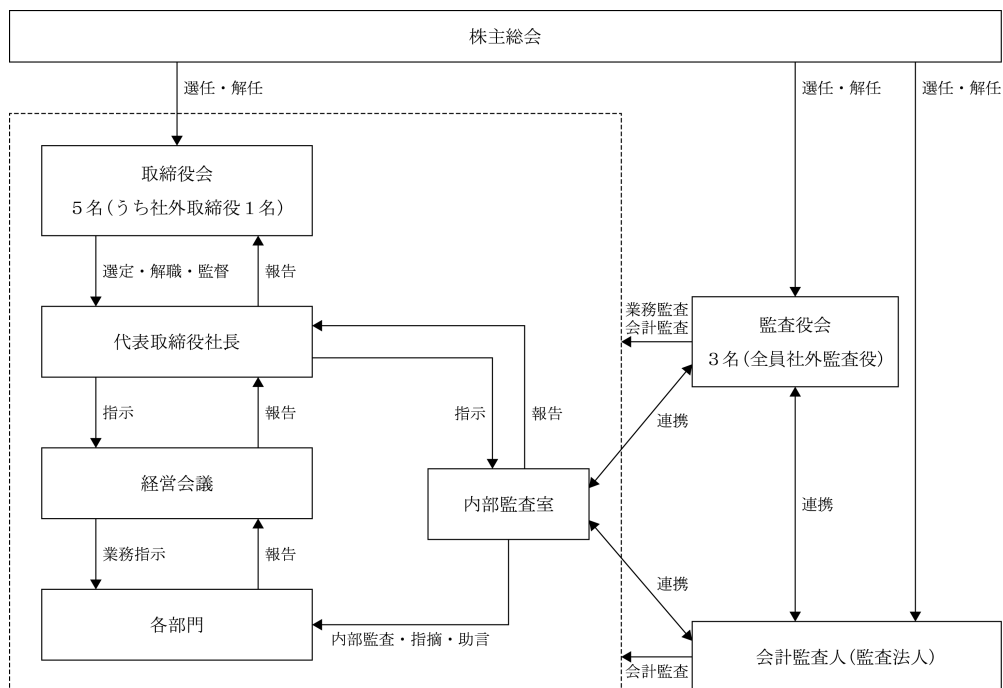
当社は、監査役会の制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査計画に基づき取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として毎月1回の定例の監査役会を開催し、監査役相互の情報共有を図っております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

iii) 経営会議

経営会議は、経営メンバーの協議・決定機関として、常勤取締役及び常勤監査役により構成されており、原則として、毎週2回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項及び予算の進捗状況について、協議・決定等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

当社の企業統治の体制を図示すると次のとおりであります。



ロ、当該体制を採用する理由

当社は、取締役会並びに経営会議において機動的な意思決定を行う一方、社外監査役で構成されている監査役会及び社外取締役による客観的な監督によってコーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となるため、当該体制を採用しております。

ハ、その他の企業統治に関する事項

I 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

i) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
- (2) 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- (3) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
- (4) 内部通報規程に基づき、通報窓口を設置する。
- (5) 取締役及び使用人の法令違反については、原因追究及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
- (6) コンプライアンス規程を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。
- (7) コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。

ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
- (2) 情報セキュリティ基本規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) 特定個人情報取扱規程を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。

iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (3) 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。

iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
- (2) 取締役会規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

v) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

vi) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役スタッフは、業務の執行に係る職位を兼務しないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査役会の同意を得たうえで決定するものとする。

vii) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口（常勤監査役及び社外弁護士）に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

viii) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

ix) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから、「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。
- (2) 財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある内部管理体制の整備及び運用を行う。

x) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 経営管理部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力対策規程」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備している。

II リスク管理体制の整備の状況

i) リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を定めており、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役社長を委員長とし、取締役及びその他委員長が選んだ者で構成されるリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「防災マニュアル」を制定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

ii) コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。代表取締役社長を委員長とし、取締役及びその他委員長が選んだ者で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る仕組みの推進、コンプライアンスに関する研修等の実施、コンプライアンス違反に係る再発防止策の構築等を行っております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報規程」に基づく、内部通報制度を整備しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、代表取締役社長直轄の内部監査室及び専任の内部監査担当者（2名）を設置し、内部監査業務を実施しております。内部監査室は、内部監査計画に基づいて全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。また、被監査部門に対して改善事項の指摘を行い、後日改善状況を確認しております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

また、監査役は定期的に内部監査室及び会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有を図っております。

③ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

平成29年9月期に係る会計監査の体制は、以下のとおりであります。

継続監査年数については、7年以内であるため記載しておりません。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 石井 宏明

指定有限責任社員・業務執行社員 森竹 美江

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 4名

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は、本書提出日現在において、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

泉健太氏は、証券会社において培った証券・金融に関する豊富な知識及び上場会社の経営経験を有しており、当社の経営に対する様々な助言や業務執行に対する提言・助言をいただくために、当社より取締役の就任を要請したものであります。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引などの特別な利害関係はありません。

熊倉安希子氏は、公認会計士としての豊富な経験があることから、当社のコーポレート・ガバナンス強化においての提言・助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものであります。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引などの特別な利害関係はありません。

深町周輔氏は、フォーサイト総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。弁護士として、豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものであります。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引などの特別な利害関係はありません。

木戸隆之氏は、社会保険労務士法人あんしんサポートの代表社員を兼務しております。社会保険労務士としての専門の見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものであります。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引などの特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、豊富な知識、経験等を有していること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることを選任基準と考えております。

社外取締役は、定期的に監査役との意見交換を行っております。

社外監査役（非常勤）は、常勤監査役から内部監査室及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて内部監査室及び会計監査人との連携を図るとともに、経営管理部との連携により経営関連情報を入手しております。

⑤ 役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

平成29年9月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、下記のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	45,574	45,574	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	12,033	12,033	—	—	—	5

(注) 1. 上記には、平成29年12月14日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役

1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬額は、平成26年12月16日開催の第9期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。
3. 監査役の報酬額は、平成26年12月16日開催の第9期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会で定められた報酬限度内で、取締役の報酬額については取締役会、監査役の報酬額については監査役会において各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は、10名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

⑩ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行するためであります。

⑪ 社外取締役及び社外監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容について

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしており、すべての社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,000	—	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、双方協議かつ監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)及び当事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

なお、当該子会社は、平成29年9月7日に清算終了したため、当事業年度末において存在している子会社はありません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通じて、情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,007,011	※1 1,259,070
売掛金	263,777	965,957
前払費用	8,452	14,970
繰延税金資産	32,149	39,487
その他	20,393	15,801
流動資産合計	1,331,783	2,295,287
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,624	4,624
減価償却累計額	△1,826	△2,945
建物（純額）	2,797	1,678
工具、器具及び備品	11,619	12,375
減価償却累計額	△5,981	△8,261
工具、器具及び備品（純額）	5,637	4,114
有形固定資産合計	8,435	5,792
無形固定資産		
ソフトウェア	7,315	5,562
無形固定資産合計	7,315	5,562
投資その他の資産		
出資金	60	60
長期前払費用	3,004	2,444
繰延税金資産	4,265	74,116
敷金及び保証金	105,385	94,079
関係会社株式	8,880	—
投資その他の資産合計	121,595	170,700
固定資産合計	137,346	182,055
資産合計	1,469,130	2,477,343

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	350,837	208,230
1年内返済予定の長期借入金	257,973	560,337
未払金	267,736	732,828
未払費用	10,632	20,111
未払法人税等	265	45,238
未払消費税等	—	73,585
前受金	23,055	48,356
預り金	12,643	20,561
賞与引当金	2,500	—
その他	—	16
流動負債合計	925,642	1,709,265
固定負債		
長期借入金	214,384	239,956
固定負債合計	214,384	239,956
負債合計	1,140,026	1,949,221
純資産の部		
株主資本		
資本金	360,000	360,000
資本剰余金		
資本準備金	337,440	337,440
資本剰余金合計	337,440	337,440
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△370,019	△171,001
利益剰余金合計	△370,019	△171,001
株主資本合計	327,421	526,439
新株予約権	1,682	1,682
純資産合計	329,103	528,121
負債純資産合計	1,469,130	2,477,343

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,632,611
売掛金	688,781
その他	69,166
流動資産合計	2,390,559
固定資産	
有形固定資産	7,006
無形固定資産	4,685
投資その他の資産	171,525
固定資産合計	183,217
資産合計	2,573,777
負債の部	
流動負債	
短期借入金	58,026
1年内返済予定の長期借入金	634,034
未払金	441,007
未払法人税等	81,242
その他	147,421
流動負債合計	1,361,731
固定負債	
長期借入金	418,935
固定負債合計	418,935
負債合計	1,780,666
純資産の部	
株主資本	
資本金	402,716
資本剰余金	380,156
利益剰余金	10,238
株主資本合計	793,111
純資産合計	793,111
負債純資産合計	2,573,777

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	2,299,987	4,001,262
売上原価	※1 1,874,779	※1 2,469,799
売上総利益	425,208	1,531,462
販売費及び一般管理費	※2 793,919	※2 1,360,057
営業利益又は営業損失(△)	△368,711	171,405
営業外収益		
受取利息及び配当金	97	30
受取奨励金	—	300
物品売却益	—	276
還付加算金	—	104
その他	127	3
営業外収益合計	224	715
営業外費用		
支払利息	6,189	10,928
支払手数料	993	1,316
その他	1	—
営業外費用合計	7,183	12,245
経常利益又は経常損失(△)	△375,670	159,876
特別損失		
関係会社清算損	—	2,067
特別損失合計	—	2,067
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△375,670	157,808
法人税、住民税及び事業税	489	35,979
法人税等調整額	△11,994	△77,188
法人税等合計	△11,505	△41,209
当期純利益又は当期純損失(△)	△364,164	199,018

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		650,690	34.7	634,942	25.7
II 経費	※1	1,224,088	65.3	1,834,857	74.3
売上原価		1,874,779	100.0	2,469,799	100.0

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料 ※2	848,688	1,466,627
業務委託費	163,024	136,316

※2. プラットフォーム事業者等への手数料を含んでおります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
売上高	2,697,442
売上原価	1,488,645
売上総利益	1,208,797
販売費及び一般管理費	※1 938,553
営業利益	270,244
営業外収益	
受取利息	16
物品売却益	155
営業外収益合計	172
営業外費用	
支払利息	6,238
その他	1,512
営業外費用合計	7,751
経常利益	262,666
税引前四半期純利益	262,666
法人税等	81,426
四半期純利益	181,239

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	360,000	337,440	337,440	△5,854	△5,854	691,585	1,682	693,268
当期変動額								
当期純損失(△)	—	—	—	△364,164	△364,164	△364,164	—	△364,164
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△364,164	△364,164	△364,164	—	△364,164
当期末残高	360,000	337,440	337,440	△370,019	△370,019	327,421	1,682	329,103

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	360,000	337,440	337,440	△370,019	△370,019	327,421	1,682	329,103
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	199,018	199,018	199,018	—	199,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	199,018	199,018	199,018	—	199,018
当期末残高	360,000	337,440	337,440	△171,001	△171,001	526,439	1,682	528,121

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△375,670	157,808
減価償却費	8,566	5,680
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,500	△2,500
受取利息及び受取配当金	△97	△30
支払利息	6,189	10,928
関係会社清算損	—	2,067
売上債権の増減額(△は増加)	47,434	△702,180
未払金の増減額(△は減少)	96,841	465,328
未払費用の増減額(△は減少)	△754	9,213
未払消費税等の増減額(△は減少)	△35,989	73,585
前受金の増減額(△は減少)	4,321	25,301
その他	24,555	19,140
小計	△222,103	64,343
利息及び配当金の受取額	97	30
利息の支払額	△6,270	△10,816
法人税等の支払額	△12,514	△4
法人税等の還付額	—	6,607
営業活動によるキャッシュ・フロー	△240,790	60,160
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△34,700	△77,500
定期預金等の払戻による収入	7,200	12,000
有形固定資産の取得による支出	△6,756	△1,520
無形固定資産の取得による支出	△2,542	—
敷金及び保証金の差入による支出	△234	—
敷金及び保証金の回収による収入	16,539	375
子会社の設立による支出	△8,880	—
子会社の清算による収入	—	7,718
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,373	△58,927
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	240,000	300,000
短期借入金の返済による支出	△157,827	△442,607
長期借入れによる収入	563,000	898,000
長期借入金の返済による支出	△285,396	△570,064
財務活動によるキャッシュ・フロー	359,777	185,329
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△3
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	89,611	186,558
現金及び現金同等物の期首残高	860,200	949,811
現金及び現金同等物の期末残高	※1 949,811	※1 1,136,370

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	262,666
減価償却費	2,281
受取利息	△16
支払利息	6,238
売上債権の増減額 (△は増加)	277,175
未払金の増減額 (△は減少)	△292,043
未払費用の増減額 (△は減少)	1,405
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△26,704
前受金の増減額 (△は減少)	8,735
その他	△4,059
小計	235,679
利息の受取額	16
利息の支払額	△5,670
法人税等の支払額	△36,031
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,994
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金等の預入による支出	△15,000
定期預金等の満期に伴う払戻による収入	5,000
有形固定資産の取得による支出	△2,396
敷金及び保証金の差入による支出	△4,325
敷金及び保証金の回収による収入	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△150,204
長期借入れによる収入	754,000
長期借入金の返済による支出	△501,324
ストックオプションの行使による収入	83,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	186,222
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	363,540
現金及び現金同等物の期首残高	1,136,370
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,499,910

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保等に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
現金及び預金	6,000千円	6,500千円
計	6,000千円	6,500千円

(損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
研究開発費	263,415千円	191,419千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	51,565千円	57,607千円
給料手当	74,703 "	92,085 "
広告宣伝費	539,901 "	1,072,982 "
おおよその割合		
販売費	68.8%	79.4%
一般管理費	31.2%	20.6%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,396	—	—	3,396

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,180
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	502
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	1,682

(注) 第5回新株予約権及び第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,396	—	—	3,396

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,180
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	502
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	1,682

(注) 第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	1,007,011千円	1,259,070千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△57,200 "	△122,700 "
現金及び現金同等物	949,811千円	1,136,370千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する取組方針

当社は、スマートフォンゲームアプリの開発・運営を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金には運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち90.2%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,007,011	1,007,011	—
(2) 売掛金	263,777	263,777	—
(3) 敷金及び保証金(※1)	61,661	61,661	—
資産計	1,332,449	1,332,449	—
(1) 短期借入金	350,837	350,837	—
(2) 未払金	267,736	267,736	—
(3) 未払法人税等	265	265	—
(4) 長期借入金(※2)	472,357	471,286	△1,070
負債計	1,091,195	1,090,124	△1,070

(※1) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価の算定は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年9月30日
出資金	60
関係会社株式	8,880

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,007,011	—	—	—
売掛金	263,777	—	—	—
敷金及び保証金	517	61,144	—	—
合計	1,271,305	61,144	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	350,837	—	—	—	—	—
長期借入金	257,973	125,915	43,486	6,492	6,492	31,999
合計	608,810	125,915	43,486	6,492	6,492	31,999

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する取組方針

当社は、スマートフォンゲームアプリの開発・運営を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金には運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち96.4%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,259,070	1,259,070	—
(2) 売掛金	965,957	965,957	—
(3) 敷金及び保証金（※1）	61,286	61,286	—
資産計	2,286,314	2,286,314	—
(1) 短期借入金	208,230	208,230	—
(2) 未払金	732,828	732,828	—
(3) 未払法人税等	45,238	45,238	—
(4) 未払消費税等	73,585	73,585	—
(5) 長期借入金（※2）	800,293	794,851	△5,441
負債計	1,860,175	1,854,734	△5,441

(※1) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価の算定は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成29年9月30日
出資金	60

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,259,070	—	—	—
売掛金	965,957	—	—	—
敷金及び保証金	142	61,144	—	—
合計	2,225,169	61,144	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	208,230	—	—	—	—	—
長期借入金	560,337	186,153	15,312	6,492	6,492	25,507
合計	768,567	186,153	15,312	6,492	6,492	25,507

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成25年5月10日	平成25年9月27日	平成25年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 50株	普通株式 235株	普通株式 100株
付与日	平成25年5月13日	平成25年9月30日	平成25年12月27日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。		本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	自 平成25年5月13日 至 平成27年5月29日	対象勤務期間は定めておりません。	同左
権利行使期間	自 平成27年6月1日 至 平成34年9月30日	自 平成25年9月30日 至 平成30年9月29日	自 平成26年3月1日 至 平成30年9月29日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成25年12月24日	平成26年1月28日	平成26年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 1名 (注)	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120株	普通株式 15株	普通株式 15株
付与日	平成25年12月27日	平成26年1月31日	平成26年7月18日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。		同左
対象勤務期間	自 平成25年12月27日 至 平成28年1月29日	自 平成26年1月31日 至 平成29年1月31日	自 平成26年7月18日 至 平成29年1月31日
権利行使期間	自 平成28年2月1日 至 平成35年9月30日	自 平成29年2月1日 至 平成35年9月30日	自 平成29年2月1日 至 平成35年9月30日

(注) 付与対象者の区分及び人数については、当社従業員の取締役への就任により、当事業年度末において、当社取締役1名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成25年5月10日	平成25年9月27日	平成25年12月24日
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	50	235	100
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	50	—	—
未行使残	—	235	100

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成25年12月24日	平成26年1月28日	平成26年7月15日
権利確定前（株）			
前事業年度末	120	15	15
付与	—	—	—
失効	120	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	15	15
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成25年5月10日	平成25年9月27日	平成25年12月24日
権利行使価格(円)	200,000	250,000	250,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成25年12月24日	平成26年1月28日	平成26年7月15日
権利行使価格(円)	250,000	250,000	280,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価額に基づき決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	287,170千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	— 千円

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成25年9月27日	平成25年12月24日	平成26年1月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社従業員 1名（注）
株式の種類及び付与数	普通株式 235株	普通株式 100株	普通株式 15株
付与日	平成25年9月30日	平成25年12月27日	平成26年1月31日
権利確定条件	本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	同左	新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	同左	自 平成26年1月31日 至 平成29年1月31日
権利行使期間	自 平成25年9月30日 至 平成30年9月29日	自 平成26年3月1日 至 平成30年9月29日	自 平成29年2月1日 至 平成35年9月30日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成26年7月15日	平成28年10月18日	平成29年9月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 15株	普通株式 24株	普通株式 31株
付与日	平成26年7月18日	平成28年10月21日	平成29年9月15日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。	同左	同左
対象勤務期間	自 平成26年7月18日 至 平成29年1月31日	自 平成28年10月21日 至 平成30年10月31日	自 平成29年9月15日 至 平成31年9月30日
権利行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成35年9月30日	自 平成30年11月1日 至 平成37年9月30日	自 平成31年10月1日 至 平成38年9月30日

（注）付与対象者の区分及び人数については、当社従業員の取締役への就任により、当事業年度末において、当社取締役1名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成25年9月27日	平成25年12月24日	平成26年1月28日
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	15
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	15
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	235	100	—
権利確定	—	—	15
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	235	100	15

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成26年7月15日	平成28年10月18日	平成29年9月12日
権利確定前（株）			
前事業年度末	15	—	—
付与	—	24	31
失効	—	—	—
権利確定	15	—	—
未確定残	—	24	31
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	15	—	—
権利行使	—	—	—
失効	15	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成25年9月27日	平成25年12月24日	平成26年1月28日
権利行使価格(円)	250,000	250,000	250,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成26年7月15日	平成28年10月18日	平成29年9月12日
権利行使価格(円)	280,000	1,038,000	750,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価額に基づき決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	175,000千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	— 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	4,403千円
賞与引当金	879 "
減価償却超過額	8,595 "
一括償却資産償却超過額	2,528 "
敷金及び保証金	3,347 "
繰越欠損金	114,077 "
その他	550 "
繰延税金資産小計	134,382千円
評価性引当額	△97,967 "
繰延税金資産合計	36,414千円
繰延税金資産純額	36,414千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.26%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

当事業年度(平成29年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,256千円
前受金	9,503 "
減価償却超過額	36,058 "
一括償却資産償却超過額	3,296 "
敷金及び保証金	6,694 "
繰越欠損金	59,545 "
その他	1,823 "
繰延税金資産小計	121,177千円
評価性引当額	△7,574 "
繰延税金資産合計	113,603千円
繰延税金資産純額	113,603千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.13 "
住民税均等割等	0.34 "
税額控除	△1.78 "
評価性引当額の増減	△57.28 "
その他	△0.38 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△26.11 %</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、スマートフォンゲーム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社は、スマートフォンゲーム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社のサービス提供先は、ゲームの利用者(一般ユーザー)であるため、損益計算書の売上高の10%を超える主要な顧客は存在いたしません。なお、損益計算書の売上高の10%を超える決済代行事業者を通じて入金された売上高は以下のとおりであります。

(単位:千円)

相手先の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.	1,127,736
Google Inc.	1,025,055

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社のサービス提供先は、ゲームの利用者（一般ユーザー）であるため、損益計算書の売上高の10%を超える主要な顧客は存在いたしません。なお、損益計算書の売上高の10%を超える決済代行業者を通じて入金された売上高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

相手先の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.	2,069,968
Google Inc.	1,742,813

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社 CyberZ	東京都 渋谷区	40,000	スマートフォン 広告代理事業他	—	広告発注先	広告配信取引	380,974	未払金	85,906

(注) 1. 取引金額は、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 広告の発注は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	樋口 智裕	—	—	当社代表取締役 社長	(被所有) 直接39.3	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注2)	278,896	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、金融機関からの借入れに対して、その保証を受けるため、当社代表取締役社長 樋口智裕より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社 CyberZ	東京都 渋谷区	40,000	スマートフォン 広告代理事業他	—	広告発注先	広告配信取引	935,899	未払金	344,024

(注) 1. 取引金額は、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 広告の発注は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	樋口 智裕	—	—	当社代表取締役 社長	(被所有) 直接39.3	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注2)	557,574	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、金融機関からの借入れに対して、その保証を受けるため、当社代表取締役社長 樋口智裕より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	96.41円	155.02円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	△107.23円	58.60円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また前事業年度においては1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円)	△364,164	199,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)(千円)	△364,164	199,018
普通株式の期中平均株式数(株)	3,396,000	3,396,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数365個)。	新株予約権5種類(新株予約権の数405個)。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成28年9月30日)	当事業年度末 (平成29年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	329,103	528,121
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,682	1,682
(うち新株予約権(千円))	(1,682)	(1,682)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	327,421	526,439
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,396,000	3,396,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 新株予約権の権利行使

当事業年度終了後に、第2回新株予約権及び第3回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 権利行使日 | 平成30年2月16日 |
| (2) 株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 行使価額 | 250,000円 |
| (4) 株式数 | 335株 |
| (5) 払込総額 | 83,750千円 |
| (6) 資本組入額 | 42,716千円 |

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成30年3月27日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月28日付で株式分割を実施いたしました。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用します。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成30年4月27日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,731株
今回の分割により増加する株式数	3,727,269株
株式分割後の発行済株式総数	3,731,000株
株式分割後の発行可能株式総数	14,000,000株

③ 分割の日程

基準日	平成30年4月27日
効力発生日	平成30年4月28日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
広告宣伝費	794,180千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目との金額との関係は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	1,632,611千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金等	△132,700 〃
現金及び現金同等物	1,499,910千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	52円13銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	181,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	181,239
普通株式の期中平均株式数(株)	3,476,989
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年3月27日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月28日付で株式分割を実施いたしました。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用します。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成30年4月27日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,731株
今回の分割により増加する株式数	3,727,269株
株式分割後の発行済株式総数	3,731,000株
株式分割後の発行可能株式総数	14,000,000株

③ 分割の日程

基準日	平成30年4月27日
効力発生日	平成30年4月28日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】（平成29年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	4,624	2,945	1,119	1,678
工具、器具及び備品	—	—	—	12,375	8,261	2,807	4,114
有形固定資産計	—	—	—	16,999	11,207	3,926	5,792
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	8,766	3,203	1,753	5,562
無形固定資産計	—	—	—	8,766	3,203	1,753	5,562
長期前払費用	3,004	1,431	1,991	2,444	—	—	2,444

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	350,837	208,230	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	257,973	560,337	1.2	—
長期借入金（1年以内に返済予定 のものを除く。）	214,384	239,956	1.0	平成30年～平成38年
合計	823,194	1,008,523	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	186,153	15,312	6,492	6,492

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,500	—	2,500	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年9月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	499
預金	
普通預金	1,135,870
定期預金	114,500
定期積金	8,200
合計	1,259,070

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	657,673
Google Inc.	273,840
(株) ディー・エヌ・エー	25,530
ライオンズフィルム (株)	7,022
ヤフー (株)	1,475
その他	415
合計	965,957

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
263,777	4,513,192	3,811,012	965,957	79.8	49.7

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 未払金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株) CyberZ	344,024
Apple Inc.	197,301
Google Inc.	82,152
アイレット (株)	23,629
クラスメソッド (株)	13,735
その他	71,985
合計	732,828

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.boi.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株式は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年2月28日	小梨明人	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	井手高志	東京都港区	—	250	100,000,000 (400,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年2月28日	小梨明人	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	菅原貴弘	東京都港区	—	75	37,500,000 (500,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年2月28日	小梨明人	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	澤田賢二	京都府京都市左京区	—	75	30,000,000 (400,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年8月31日	井手高志	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	JPE第1号株式会社代表取締役四辻明信	東京都千代田区霞が関3-2-1	—	160	120,000,000 (750,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年8月31日	井手高志	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	りそなキャピタル3号投資事業組合業務執行組合員りそなキャピタル株式会社代表取締役社長宮嶋孝	東京都中央区1-10-5(りそなキャピタル株式会社内)	特別利害関係者等(大株主上位10位)	90	67,500,000 (750,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月15日	澤田賢二	京都府京都市左京区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	太田薫正	東京都大田区	—	30	22,500,000 (750,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月15日	澤田賢二	京都府京都市左京区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	河内三佳	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役)	5	3,750,000 (750,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月15日	澤田賢二	京都府京都市左京区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	清水啓之	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	5	3,750,000 (750,000) (注)4	所有者の事情による
平成30年2月16日	—	—	—	樋口智裕	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10位)	335	83,750,000 (250,000) (注)5	新株予約権の権利行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度末日から起算して2年前の日(平成27年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間で決定いたしました。
5. 移動価格は、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の行使条件による価格であります。
6. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成28年10月21日	平成29年9月15日
種類	第7回新株予約権の付与 (ストック・オプション)	第8回新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 24株	普通株式 31株
発行価格	1,038,000円 (注)3	750,000円 (注)4
資本組入額	519,000円	375,000円
発行価額の総額	24,912,000円	23,250,000円
資本組入額の総額	12,456,000円	11,625,000円
発行方法	平成28年10月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年9月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年9月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、直近の取引事例を参考に算出した価格であります。
4. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格であります。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1,038,000円	750,000円
行使期間	平成30年11月1日から 平成37年9月30日まで	平成31年10月1日から 平成38年9月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

6. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
清水 啓之	東京都世田谷区	会社役員	12	12,456,000 (1,038,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
海老原 康太	東京都新宿区	会社員	4	4,152,000 (1,038,000)	当社従業員
友永 吉昭	東京都新宿区	会社員	4	4,152,000 (1,038,000)	当社従業員
山本 漢	東京都武蔵野市	会社員	4	4,152,000 (1,038,000)	当社従業員

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
清水 啓之	東京都世田谷区	会社役員	13	9,750,000 (750,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
河内 三佳	東京都新宿区	会社役員	10	7,500,000 (750,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
立川 千絵	東京都渋谷区	会社員	4	3,000,000 (750,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載をしておりません。

2. 平成30年3月27日開催の取締役会決議により、平成30年4月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する 所有株式数 の割合(%)
樋口 智裕 (注) 1、2	東京都新宿区	1,669,000	43.96
田中 大介 (注) 1、3	東京都新宿区	400,000	10.53
株式会社サイバーエージェント (注) 1	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	350,000	9.22
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内1-6-6	339,000	8.93
株式会社Cygames (注) 1	東京都渋谷区南平台町16-17	200,000	5.27
MSIVC2012V投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都中央区京橋1-2-5	193,000	5.08
JPE第1号株式会社 (注) 1	東京都千代田区霞が関3-2-1	160,000	4.21
りそなキャピタル3号投資事業組合 (注) 1	東京都中央区日本橋茅場町1-10-5	120,000	3.16
HPEジャパンインキュベーション投資事業有限責任 組合 (注) 1	東京都豊島区南池袋1-16-15	100,000	2.63
太田 薫正 (注) 1	東京都大田区	80,000	2.11
菅原 貴弘	東京都港区	75,000	1.98
澤田 賢二	京都府京都市左京区	35,000	0.92
河内 三佳 (注) 3	東京都新宿区	30,000 (25,000)	0.79 (0.66)
清水 啓之 (注) 3	東京都世田谷区	30,000 (25,000)	0.79 (0.66)
海老原 康太 (注) 4	東京都新宿区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
友永 吉昭 (注) 4	東京都新宿区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
山本 漢 (注) 4	東京都武蔵野市	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
立川 千絵 (注) 4	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
計	—	3,797,000 (66,000)	100.00 (1.74)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10位)
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社取締役)
4. 当社従業員
5. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月8日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森竹 美江 ㊟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バンク・オブ・イノベーションの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーションの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月8日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 宏 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 竹 美 江 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バンク・オブ・イノベーションの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーションの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年6月8日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 宏 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 竹 美 江 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バンク・オブ・イノベーションの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーションの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



BANK OF INNOVATION